

千葉県報

定例
令和7年12月5日

主要目次

告示	一
高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づくシルバー人材センター連合の業務拡大に係る業種及び職種	一
刺し網漁業の制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間	一
道路区域の変更	二
土砂災害警戒区域の指定	二
土砂災害特別警戒区域の指定	六
公告	二
建設業法に基づく処分	一
都市計画用途地域の関係図書の縦覧	一
都市計画地区計画の関係図書の縦覧	一
都市計画生産緑地地区の関係図書の縦覧	一
特定調達公告	一
入札公告（七件）	一
落札者等の公告	九

告示

千葉県告示第五百九十七号

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第四十五条において準用する同法第三十九条第一項の規定により、公益社団法人千葉県シルバー人材センター連合会の業務拡大に係る業種及び職種を次のとおり指定した。

令和七年十二月五日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 指定をした業種及び職種並びに当該指定に係る市町村の区域

業種		職種	
農業		配送・集荷の職業	市町村の区域 東庄町
		貨物自動車運転の職業	
		バス運転の職業	
		乗用車運転の職業	

二

備考 業種は日本標準産業分類（令和五年総務省告示第二百五十六号）の中分類に、職種は厚生労働省編職業分類（第五回改定）の中分類に定める区分による。

指定年月日
令和七年十二月五日

千葉県告示第五百九十八号

道路旅客運送業	その他の自動車運転の職業
	バス運転の職業
	乗用車運転の職業
	その他の自動車運転の職業
道路貨物運送業	配送・集荷の職業
	貨物自動車運転の職業
	バス運転の職業
	乗用車運転の職業
	その他の自動車運転の職業
学校教育	配送・集荷の職業
	貨物自動車運転の職業
	バス運転の職業
	乗用車運転の職業
	その他の自動車運転の職業
医療業	配送・集荷の職業
	貨物自動車運転の職業
	バス運転の職業
	乗用車運転の職業
	その他の自動車運転の職業
社会保険・社会福祉・介護事業	配送・集荷の職業
	貨物自動車運転の職業
	バス運転の職業
	乗用車運転の職業
	その他の自動車運転の職業
廃棄物処理業	配送・集荷の職業
	貨物自動車運転の職業
	バス運転の職業
	乗用車運転の職業
	その他の自動車運転の職業

第14099号

千葉県

報

令和7年12月5日（金曜日）

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条において読み替えて準用する同法第四十二条第一項及び千葉県漁業調整規則（令和二年千葉県規則第六十一号）第十一條第二項の規定により、刺し網漁業につき、制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めた。

令和七年十二月五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 制限措置の内容

1 漁業種類

まき刺し網漁業

2 船舶の総トン数

十トン以下

3 推進機関の馬力数

定めなし

4 漁業時期

周年

5 操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域、漁業を営む者の資格及び許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

操業区域

館山市洲埼灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線から銚子市地先海域のうち、一ノ島灯台正東の線に至る間の千葉県海面

館山市洲埼灯台と神奈川県三浦市城ヶ島灯台とを結んだ線以北の千葉県海面

漁業を営む者の資格

この項の操業区域の欄に掲げる操業区域に接する地域に住所を有する者

許可又は起業の認可をすべき船舶等の数

七十六隻

十一隻

二 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和七年十二月九日から令和八年一月八日まで

千葉県告示第五百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び成田土木事務所において、令和七年十二月五日から三週間、縦覧に供する。

令和七年十二月五日

一 道路の種類

千葉県知事 熊谷 俊 人

二 路線名

成田小見川鹿島港線

三 変更の区間並びに敷地の幅員及びその延長

敷地の幅員

延長

区間

変更の前後別

敷地の幅員

延長

成田市天神峰

前

二七・六〇メートルから

八四七・一五メートル

字南台五九番

後

五〇・三〇メートルまで

六地先から字

二二・四〇メートルから

中央一四四番

四七・二七メートルまで

一地先まで

千葉県告示第六百号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和七年十二月五日

千葉県知事 熊谷 俊 人

区域の名称

指定の区域

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

花房一

鴨川市花房及び栗斗の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

花房二

鴨川市花房の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

花房三

鴨川市花房及び八色の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

花房四

鴨川市花房の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

四方木七

鴨川市四方木の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

四方木八

鴨川市四方木の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

四方木九

鴨川市四方木の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

四方木一〇

鴨川市四方木の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

四方木一一

鴨川市四方木の区域のうち、次の図面に示す区域

急傾斜地の崩壊

二